

1991年国連事務総長年次報告

ハビエル・ペレス・デクエヤル



国際連合広報センター

1991年国連事務総長年次報告

ハビエル・ペレス・デクエヤル



国際連合広報センター

I

今年もまた、歴史の重大な転換点を記録した一連の年のひとつであった。この報告書を執筆中の現在においても、事態の進展はユーラシア大陸北部のかなりの部分の政治地図を塗り替えつつある。民主主義の波はその他さまざまな場所にも押し寄せている。民族自決への熱烈な願望がますます表面化している。これがどのような形に落ち着くかが見えてくるまでには、しばらくの時間を要するだろう。

1985年から始まった、この世界的な変革の原因は、本報告書の対象範囲を超えている。しかし、それがもたらした直接的な効果のひとつは、国連の長期にわたった沈滞期に終止符を打ったということであった。国連がこの激動の期間を通して歴史的な変化に後れをとったことが一度もなかったことは喜ばしい。しかし新たな国際秩序も国連憲章の諸原則によって支配されるべきではないかという疑問は依然として残っており、現在のすべての情勢もその必要性を強調している。

国連の再生は態度と認識の質的な変化を反映したものであった。これは加盟国の積極的な協力と、事務局が失望をものともせず長期にわたって続けてきた準備および懸命な努力のたまものである。その発端は、国際環境の変化のなかで平和の創造の機会が認識され始めた数年前にさかのぼる。私が現在、述べている立場と最初に提出した年次報告で述べた立場を比較すれば、その対照たるや一目瞭然である。

II

1982年に私は、国連の権限および地位の侵食と安全保障理事会が紛争に対して手をこまねていることについて述べた。国際的な無政府状態を懸念し、安全保障理事会と事務総長が平和維持に関してより効果的に活動するための、いくつかの方法を提案した。当初、その反応は思わしくなかった。だが緩慢ではあるが、注意深い国際的な自己分析の過程が開始された。安全保障理事会でその役割および手続きについて再検討がなされたのに続いて、総会においても国連予算をコンセンサス方式で採択する方法についての合意が達成された。将来の必要性に対応できるよう事務局を合理化するための主要な努力も、必然的に不十分であったとはいえ、開始された。5年間にわたってこうした動きと、その他の中間的な措置が展開されたことは、国連に対して純粋に機構的な問題にとどまらぬ関心が示されていたことを物語っていた。成り行きまかせの時代を終わらせたいという願望を反映していたのである。国連の活動に再び焦点があてられたことは、変化を求める動向の根深さについての認識と一致してい

た。冷戦の終結とともに、私が1982年に提案した措置のほとんどが、私が期待した通り、平凡でありきたりの措置となっていた。

私は1987年1月に安全保障理事会に対し、長年にわたり議題として掲げられてきた問題のいくつかを解決するために結集して行動する方法を探るよう要請した。その結果については、すでに周知の通りである。安全保障理事会の活動と事務総長の間に注目すべき協調関係が芽生えた。イラン・イラク戦争の終結計画の採択、ジュネーブ協定の締結、さらにそれに続いたアフガニスタン駐留ソ連軍の撤退、ナミビアの独立などは、国連のこのような活性化がもたらした偉大な成果の一端である。そのほか西サハラ、カンボジア、中央アメリカ、その他の情勢に関しても、堅実な歩みが維持されてきた。

これらの成果はいずれも単なる外交技術の巧みさによって達成されたものではなかった。そのすべてが関係機関によって権限を授けられた、現地での複雑な活動を必要としており、今後とも必要とし続けるであろう。しかも、これらの活動は国連の平和維持に関するこれまでの革新的かつ実に有益だった概念をはるかに超えている。国連創設後43年間に13件の平和維持活動が展開されたのに対し、最近では1988、89年の2年間に5件の平和維持活動が展開され、さらに本報告書の対象期間に4件が展開された。これらの活動の権限は関連決議で明らかにされており、その結果は私がすでに提出した報告書で取り扱っている。そこで本報告書においては、紛争によって引き裂かれ、あるいは危機に直面している地域における平和の維持、創造または構築というさまざまな課題に関してこれほど多くの新たな洞察が得られたことは、国連の歴史を通じてかつてなかったということだけを指摘しておきたい。ナミビア、ハイチ、アンゴラ、ニカラグア、また現在では特に中央アメリカのエルサルバドルなどで行われている活動はみなさまざまな意味で、先例がないものばかりであった。実際、現在の国連は、以前には想像もできなかったような任務をも遂行しているのである。

こうした活動はすべて何らかの意味で、事務総長の積極的な参加のもとに当事者との詳細にわたる交渉でまとめられた計画の実施と関連している。これらの活動は多岐にわたる。これまでに終結した二つの例をあげるならば、ひとつはナミビアに独立をもたらした活動であり、もうひとつはニカラグアの危険な対立情勢を終結に導くのに役立った、補足的な軍事活動を伴う選挙監視団である。目的を達成したさらにふたつの活動は、イラン・イラク国境への監視団派遣とアンゴラからの外国軍の撤退監視活動である。ハイチへの治安部門を含む選挙監視団の派遣は、国連は適切な法的支持を得られれば、国際的な影響を引き起こしかねない情勢下での総選挙も公平に監督でき

るということを明らかにした。西サハラでの活動は、この領土の将来の地位をめぐる住民投票に関連するものである。カンボジアに派遣される予定の監視団は、長期にわたった戦闘を経て民族和解をはかろうとするプロジェクトの補足機能を提供することになっている。今年、アンゴラに派遣された第二次検証団は、かつての戦争当事者相互間の停戦を監督している。エルサルバドルでの活動はさしあたり人権を長期的、全国的に監視するという革新的な任務を与えられている。クルド族を含むイラクのすべての人々に対するさらなる人道的な援助のために、国連の各種の計画や機関から選ばれた職員が民間人の護衛隊とともにその任に当たっている。私のアフガニスタンおよびパキスタンにおける任務の目的は、イラン、イラク両国における任務の役割が国際的に承認された国境への軍隊の撤退の完了以降は変わったのと同様、ジュネーブ協定の締結以降に大幅な変化を遂げた。これらの任務はいずれにせよ、国際の安全に関する分野での国連の役割に重大な進展があったことを示している。

このような新たな活動と並行して、従来の平和維持活動も継続されている。キプロスでは包括的な解決をめざす交渉が進められているが、その間は国連軍が両当事者を引き離している。中央アメリカでは監視団がこの地域の5カ国が「グアテマラ合意」（エスキブラスⅡ）によって合意した条項の順守状況を監視している。中東では国連パレスチナ休戦監視機構（UNTSO）、国連レバノン暫定軍（UNIFIL）、国連兵力引き離し監視軍（UNDOF）などが重要な安定要因として寄与し続けており、またカシミールには停戦を監視するため国連インド・パキスタン軍事監視団（UNMOGIP）が配置されている。

事務局はこれらの平和の砦すべてに人員を配置するのに加えて、現在ではイラク・クウェート情勢に関連する安全保障理事会の決定を確実に実施するため、かつて試みられたことがないほど複雑かつ大規模な課題にも取り組んでいる。伝統的な平和維持活動の様式に適合しているのは、そのうちの軍事監視団のみである。国連憲章第7章に基づく安全保障理事会の決定に従って行われている、その他の活動には、委員会という仕組みを利用するイラク・クウェート間の国境の画定、特別委員会と国際原子力機関（IAEA）の協力によるイラクの大量破壊能力の撤去、賠償基金の管理、イラクによって押収されたすべてのクウェート財産の返還ならびに安全保障理事会決議706（1991）に基づく困難な課題の遂行などがある。これらの活動は事務局の国際的な経験と責任に新天地を開きつつある。

国連創設このかた国際世論を悩ませ続けてきた二つの疑問には、議論ではなく、行動が解答を与えている。疑問の第一は、国連は平和に対する侵害を修復し、侵略行為

を覆す力を結集することができるのか。第二の疑問は、事務局はますます多様化する平和関係のプロジェクトを遂行できるのか、というものであった。答えはいずれもイエスである。国連の有効性については、もはや疑問の余地はない。ロンドン、ナイジェリアのアブジャ、メキシコのグアダハラなどで最近行われた三つの首脳会議に参加した各国の指導者たちが、国際機構に占める国連の中心的な地位を承認する宣言を発表し、国連に対する信頼を改めて確認したことも少なからぬ重要性をもつ。いまや国連は国際社会のまったく異なる局面においても、ますます信頼できる仲裁者とみなされるようになってきているのである。

このようにほぼ普遍的な見解の一致が見られるものの、一部にはなお不協和音が存在する。そのひとつは、現在ではやや減少したとはいえ、紛争の初期あるいは紛争に発展する可能性がある地域に関連する問題を含む一部の重要問題について、国連の機構を利用しようとしめない傾向が続いていることである。もうひとつは、国連に課せられている任務と、国連に与えられている財源との著しい対照である。展望の力強さと寛大さは、国連が現在、追い込まれている財政的苦境とはとうてい相容れない。

III

国連そのものから離れて世界情勢に目を移すと、私たちはいま、約束と差し迫った危険とが隣り合わせに存在する特異な状況を目撃している。約束は広範囲にわたるが、危険は部分的にしか認識されていない。冷戦と密接に関係していた両極化の消滅が、国際関係をこれまで40年間以上も事実上固定化していた要因を除去したことは疑いない。それが安全保障理事会の無力状態を解消させ、一部の地域紛争の解決に大いに役立った。しかし、それだけでは世界の諸国民に公正で永続的な平和を保証するものではない。国際情勢は依然としてまだら模様であり、混乱の様相や紛争の前兆の大きな斑点が散在している。

安全保障理事会および総会への私の報告書で取り上げられている個々の情勢については、今後数週間以内に提案や説明を述べる機会があるので、ここで詳しく言及する必要はあるまい。国連の現地活動に関する部分ですでに述べた通り、多くの状況下で平和が守られ、あるいは建設されつつある。しかし平和を脅かす情勢のすべてが国連の当面の議題として掲げられているわけではない。国連に代わる平和への過程を利用しているため、関係当事者の一部が問題を国連に付託できないため、あるいは委託を望まないためなどと理由はさまざまである。これは決してこれらの情勢の重大さを減ずるものではないし、その直接の影響を受ける人々の深刻な苦しみを軽減するもので

もない。

ユーラシア大陸北部での変化がもたらした多岐にわたる難問によって、国際情勢に新たな要因が持ち込まれている。この広大な地域内外の指導者がこの変化をどのように処理するかは、新たな国際秩序全体に必ずや遠大な影響を及ぼすだろう。そればかりか、内戦の防止、平和的手段による危機の解決、少数民族の保護、人権の擁護、国際関係への危険な影響の回避などに第一級の政治的手腕が必要となってくる。

不安定な国際情勢は必ずや紛争の原因を多数含んでいるものである。そのすべてが多国間の活動で解決可能だと考えるのは非現実的であろう。しかし国連は、もしも加盟国の大半の支持が得られるならば、国家間の激しい敵対行為につながったり、不安感をまん延させたりする致命的な要因を国際関係から一掃することができる。魔法の処方箋は存在しないし、取りうる道はただひとつ、確実に理解され、一般に受け入れられ、かつまた一貫して適用されている原則と一致する、安定した基盤の上に国際社会を構築するという方法のみである。この原則とは、国連憲章で定められた原則のことである。

国連の実績と能力はこの過程において決定的な要素となるため、その改善には最大限の努力が必要である。私が重視するよう提案したいのは、公正な国際平和と安全の維持、人権の保護、軍備の水準、貧困の広範囲にわたる存在、環境の悪化、麻薬の不正取引および犯罪などの社会悪の拡大などの世界的な問題の処理である。これらはすべて国際的な法的規範および慣行に影響を与える。これらの分野は一部重複しており、また最近の事態によって新たな展望が開けた範囲内で対処していきたい。

IV

安全保障理事会はこの一年間、イラクによるクウェート侵略を覆し、将来の侵略を抑止するために、並外れて重大な行動をとった。この行動のいくつかの側面についての考察が、国際の平和と安全の維持に中心的な役割を果たすことは間違いない。このことは将来も慎重に心に留めておく必要があると考える。

侵略の開始に対する安全保障理事会の反応は素早かったのみならず、組織的であった。理事会はこの情勢に関する14の決議の採択に当たり、国連憲章第7章に定められた権限を行使するため、段階的かつ慎重に取り組んだ。性急な行動を退け、イラク政府が理事会の要求に応じられるように、1990年8月2日から1991年1月

15日までという十分な時間的余裕を与えた。クウェートの独立を回復するためについて武力が行使されたのは、明白な誤りの是正をはかった私自身のイラクに対する要請を含む警告がすべて無視され、友好的な忠告も拒否されたのちのことであった。これがあの宿命的な事件の事実に基づく側面であって、現在も、また将来においても、均衡のとれた評価であるならば、これを無視することはできない。

もうひとつの重要な側面は、この強制行動が憲章第7章第42条以降で予測された形態通りには実施されなかったという点である。その代わりに安全保障理事会は国家および多国籍レベルでの武力使用権限を与えた。あの状況においては、また近代戦が必要とする費用および能力を考慮するならば、この方式は避けがたいものだったと思われる。しかし湾岸でのこの作戦の経験は、憲章第7章に基づいて安全保障理事会に付与されている権限の将来の行使問題に関して、国連全体として熟考する必要があることを示している。

論争を排除するためには、検討を要する問題に武力行使における相応の原則が順守され、武力紛争に適用可能な人道法の原則が守られているかどうかを確認するために安全保障理事会が必要とするメカニズムの問題も含まれるべきである。さらに憲章第7章の措置が拡大適用されたと受け取られないようにすることにも、慎重な配慮が必要であろう。今日のような経済的相互依存の状況において違反国の経済的パートナーである第三国に対して包括的な経済制裁を実施するにさいしては、不利益を被る第三国を具体的に援助する義務を定めた適当な合意によって第50条を補足しなければならない。もしも違反国に当の違反行為を起こさせた政策の破棄を実現する政治的手段が欠けているような場合には、制裁措置がその国の住民に与える人間的効果も、やはり慎重に考慮しなければなるまい。安全保障理事会で述べた通り、制裁の実施は集団的な行動であり、それなりの規律を必要とするのである。

▽

湾岸での戦闘行為は、莫大な人命の喪失、公衆衛生に対する驚くべき危険、環境に対する損害、多数の住民の測り知れない苦痛などを伴った二つの国家の破壊が集団外交の驚くべき失敗を意味していたことを悲慘なまでに明らかにしていた。したがって、このような戦闘行為が終わったいま、当然ながら予防外交の必要性が改めて強調されている。

私はこれまでの年次報告でも繰り返し国連による予防外交がどのようなことを必要

とするかについて論じてきた。主たる問題は今日においても、過去のそれと変わっていない。それは国連が、紛争の初期あるいは紛争に発展する可能性がある情勢に対して公正かつ効果的な世界的監視体制を維持する手段を持ち合わせていないということである。予防外交は早期警報を発する能力を前提とするが、それには、さらに信頼できる独自のデータベースを持つことが必要となる。事務総長が入手できる情報は現在ではまったく不十分である。人工衛星、その他を使用した監視システムなどの技術的手段を利用できず、現地にも必要を満たすのに十分な代表を派遣できない状況において、事務局はいかにして紛争に発展する可能性がある情勢を明確に公正な立場から監視できるだろうか。この点に関しては過去4年間にカブールとイスラマバードに、また最近ではテヘランとバグダットにも事務総長の政治事務所が設置されたことによって、ささやかながら前進が見られた。事務総長が利用できる予防能力の開発を望むのであれば、この種の活動は不可欠であろう。このような能力の伝統的な欠如は国連憲章第99条、特にそこに定められた予測的な側面の活用を妨げている。憲章の精神は、国連は戦闘が勃発したり、侵略が発生したり、また人権侵害が甚大な規模に達するのを待ってから是正に乗り出すべきだということではない。これまでは大規模な紛争が発生する恐れのある情勢における国連の調停・調査能力が、戦争が開始されたり、紛争が昂じたりしても、予備的な手段として保留されてきたことが少なくなかった。事務総長が憲章第99条が前提とする手段を十分に備えることと、安全保障理事会が（第34条の精神に基づいて）関係国の要請によって正式に含まれたものに限定されない平和関係の議題を維持することとの間に相補性が存在する。私はこの相補性が予防外交を単なる言葉から実際に役立つ実体のあるものに変質させうると信じる。

紛争の管理と解決は、国連憲章がまるまる一章を割いている紛争の平和的解決の項目に含まれるものではあるが、必ずしもこれと同一ではない。繰り返し強調しておきたいことには、憲章第6章の基本的な想定は、安全保障理事会自体にしても、国連の加盟諸国にしても、国際的な摩擦状態が紛争を発生させるまで、または、その紛争がさらに交戦状態に発展するまでいたずらに手をこまねてはいないということなのである。しかし解決のための機構が機能できるようにするための第一条件は、主要な国際紛争の当事者が紛争解決における国連の役割と能力についての見方を根本的に変えることである。国連についてはその司法部門にとどまらず、国連そのものに関しても、長年の間にこれは当事者のどちらかに不利な判決をもたらしがちな訴訟の場であるという見方が生まれている。私たちはいまや、平和の破壊あるいは侵略行為（これらはいずれも憲章第7章で取り扱われる）に関する行動の場合を除いては、国連はむしろ調停の機関であり、正当な主張および利益について調停し、公正で名誉ある解決を達成するのに役立つという考え方を積極的に推進する必要があると思う。

ここで強調したいのは、国連自体は平和への過程の独占を目的としていないということである。平和的な解決に果たす地域的な取り決め、あるいは機関の役割は、憲章第33条1項および52条2項に明確に規定されている。信頼できる平和の過程がこれら二つの条項で予想された通りに進行するならば、国連が出し抜かれているという不満が生じる余地はない。しかし、このような過程が開始されなかったり、中止されたままになっていたり、明らかに失敗したかのように受け取られたりする場合には、国連に頼るのをさらに避けるべき理由はなくなってくるだろう。国際的なシステムにおいて果たす国連の中心的な役割についての認識は、単に理論的なものであってはならない。

これに関連してはまた、憲章第52条1項が地域的な取り決めおよび機関の行動が国連の目的および原則と一致するよう定めていることを想起する必要がある。ひとつの地域での重要な進展が必然的に他の地域にも影響を及ぼす、今日のような相互依存の世界において、この条項の適切さがますます増してくる。したがって復活した地域主義の努力も、国連の努力と競合したり、それを複雑にするどころか、むしろ補足するはずなのである。そのためには国連と地域機関の相互協調に基づく実質的な関係が存在しなければならない。さもなければ平和への努力の一貫性の欠如と分裂が平和のための機構を損なうことになりかねない。

集団安全保障体制の仕組みに見られるもうひとつの欠陥は、国連の主たる司法機関である国際司法裁判所が十分に利用されていないということである。国際紛争の多くは裁判で決着をつけることが可能である。まったく政治的であるかのように思える紛争（たとえば侵攻以前のイラク・クウェート紛争）にも、明らかに法的な構成要素がある。もしも当事者が何らかの理由で国際司法裁判所に提訴しなかったとしても、裁判所の勧告的意見を求めるならば、公正で客観的に称賛できる解決を達成し、国際的な危機を和らげるための過程が促進されることだろう。憲章第96条は総会と安全保障理事会に対して、裁判所にこの種の意見を要請する権限を与えている。そこで私は、総会がその権限を事務総長に拡大することは、これまでうまく育まれてきた国連の関連3機関間の補足的な関係と完全に一致するものであろうという提案を繰り返したい。このような措置は事務総長の役割をも強化することになるが、最高レベルでの発言でも明らかのように、加盟国がしばしば表明してきた達成目標でもあるのである。これは国連の活動と国際関係の基盤として国際法および法的基準を強化する重要な方法のひとつとなるだろう。

VI

人権問題に関しては長年、異なる二つの評価が存在してきたが、最近、この隔たりがますます広がっている。一方には、世界人権宣言と二つの国際規約からなる国際人権規約、および、その他数々の規約を国際社会に提供したことについて満足感が見受けられる。しかし他方では、住民に対して残忍に服従を強いる無差別の力の行使から生じる、この世界の残酷な現実に対する失望感も存在する。世論はいまや、抱負がまったく無益なものと化すのを防ぐために現実との間の隔たりを狭めるよう断固として要求している。

だが、これまでに達成された成果をみくびってはなるまい。人権という普遍的な文化の基盤づくりにおいて多くのことが成し遂げられた。人権委員会および各種の条約に基づいてその実施状況を監視するために設置された各機関が、人権侵害の申し立てを検討し、審議するための手続きも作成された。そればかりでなく、いまや全世界に普及した人権意識は少なからず国連とその影響力および激励のもとに関心を寄せた個人、非政府機関、マスコミなどが注いだ多大の考慮と努力によって育まれてきたものである。

数十年にわたって続けられてきた南アフリカのアパルヘイト（人種隔離政策）の廃止への努力は、その意味でも、人種的な差別と迫害の一掃に対して国連が寄せる重大かつ積極的な関心を立証するものである。これまでに達成された目覚ましい前進が強化され、民主的な原則と人種間の融和に基づくアパルトヘイト後の新政権がこの国に確固たる基盤を築くならば、それは国連の主たる目標のひとつが達成されたことを意味するだろう。

とはいえ、人権保護のキャンペーンが成果を収めたのは主として比較的正常で、関係国政府が反応を示す条件下においてであったという事実を忘れてはならない。それ以外の、人権が組織的かつ大規模に侵害される状況においては――その例は時間的にも場所的にも広く分散しているが――国連の政府間機構は違反行為を阻むのに効果的な機関とはならず、むしろ手をこまねく傍観者であったことが少なくなかった。

人権侵害の犠牲者を救済するためには時間のかかる手続きや機構が設けられているが、犠牲者がそうした通常の仕組みを利用すると思ひ込むのは、無感覚で官僚的に過ぎる態度を露呈したものといえるだろう。もしも国連が大規模な人権侵害に対して直ちにそれに見合った行動をとることができなければ、人権尊重の奨励は空虚な主張と

なってしまう。人権が激しい攻撃にさらされても防衛できないようでは、人権の促進も無意味となってしまう。

人権の保護はいまや、平和のアーチを築くかなめ石のひとつになったと私は考えている。また、それには伝統的な国際法に照らして許されるとみなされていた行動以上の、時宜を得た訴え、警告、抗議、あるいは非難、そして最後の手段としては国連の適切な介入などを通じての、国際的な影響力および圧力の協調的行使が必要だと信じている。

国家にとって不可欠な内政管轄権に対する不介入の原則も、罰を受けることなく、人権を大規模かつ組織的に侵害するための隠れみのに利用することは許されないという見方が、現在ではますます強まっている。国連がさまざまな状況下で残虐行為を防止できなかったという事実を、特に平和が脅かされている場合に必要な矯正行動を否定する法的あるいは道義的な論拠として引き合いに出すことは許されない。さまざまな偶発的な状況が原因となった手抜きや失敗は、先例とはなりえない。国家の主権、領土保全ならびに、政治的独立を侵害してはならないという主張自体は確かに根強い。しかし、もしもその主張が、主権には現代においてもなお大量殺人や組織的な迫害キャンペーン、内戦あるいは反乱の抑制という名目での民間人住民の強制移動などの権利が含まれるという意味も持つようでは、根拠を失うばかりとなるだろう。人権擁護体制の普遍化に対する国際的関心の高まりとともに、世間一般の態度にも明らかかな、そしてまことに好ましい変化が表われてきた。それに抵抗しようとするのは道義的に弁明の余地がないばかりか、政治的にも愚かであろう。これは新たな出発点というよりも、むしろ平和の必要条件のひとつに対する認識の高まりとして受け取るべきである。

この問題に関しては目新しい教義は不必要であるばかりか、むしろ既定の解釈を混乱に陥れるおそれがあるということを強調しておきたい。法律の専門家や政治の理論家の間で現在行われている討議を経て新たな概念が登場し、広く受け入れられる可能性もないではない。しかし国際問題の現状が政府間レベルで人権のみならず、その他の分野でも要求しているのは理論づけではなく、より高度の協力および常識と哀れみの情の結合なのである。主権尊重と人権保護の間のジレンマで動きがとれなくなる必要はない。国連にとって最も好ましくないのは、新たなイデオロギー論争である。これは介入の権利の是非という問題ではなく、人権の危機を救済する国家の集団的義務の問題なのである。

国家主権の無視が大混乱を招く一方、人権侵害が平和を危険にさらすことについては、疑問の余地はあるまい。人権の防衛が国家の内政管轄権を脅かし、主権を侵害する根拠とならないようにするためには、最大限の警戒が必要である。この原則の乱用ほどに確実な、無秩序状態を招くための処方箋はない。

したがって現時点では、いくつかの警告が必要である。第一に、人権保護の原則は他のすべての基本的原則と同様、特定の情勢で引き合いに出しながら、類似した他の情勢では無視するというわけにはいかない。選択的な適用はその価値を落とす。政府は意図的な偏向を非難されることがあるし、現実には非難されてもいるが、国連にはそれは許されない。第二に、人権保護のための国際行動はすべて国連憲章に従って下された決定に基づくものでなければならない。一方的な行動であってはならないのである。また、これに関連して第三にはバランスへの配慮が非常な重要性を持つことがあげられる。もしも国際行動の規模や方法が発生を伝えられた違反行為との均衡を欠いていたならば、それは必ずや猛烈な反応を引き起こし、結果的には守るはずだった権利そのものを危険にさらすことになるだろう。

VII

慢性的な不安定を招くもうひとつの主たる原因は、現在の世界の軍備と軍事支出が象徴する人間社会の軍国主義化である。資源とエネルギーの不条理な浪費は、その結果の一端にすぎない。同じく有害なのは、軍事的安全保障という強迫観念であって、これが国際関係をむしばみ、安定した民主主義体制をめざす大方の開発途上国の前進を妨げてきた。この強迫観念は財政的に高くつくとともに、政治的、文化的、また心理的な意味でも破滅的であった。

しかし冷戦が長年の間に軍備制限や軍縮の分野をすべて覆い隠してしまった。だが、いまようやく開かれた展望を利用すれば、この分野における集団的な取り組み方の糸をさらに工夫して、調停と紛争管理の仕組みにさらにしっかりと織り込むことができるはずである。いま与えられている機会は、無期限には続きそうにない。

世界的レベルでの優先目標として、安定をもたらすような新たな核兵器の削減、再び高まった核不拡散条約に対する支持気運の維持、新型大量破壊兵器およびその関係技術の無制限の拡散禁止、化学兵器全面禁止条約の早期締結、生物兵器条約が定める基本的義務の強化などがある。大量破壊兵器の不拡散を達成するために克服しなければならない挑戦は、信頼を育てて平和利用を保障するばかりでなく、場所や時間を問

わずに違反行為を確実に探知できる監視体制を編み出すことである。

開発途上国が大いに必要としている技術の供給が、兵器の拡散を招かずに秩序正しく継続されるよう確保することも非常に重要である。これには平和目的の科学技術を求める開発途上国の必要を満たすために、先進工業諸国がより一層の協力をはかるとともに、受益国もその最終用途を率直に開示するようにするための方式が必要となる。

私は数年前から不安定要因となる通常兵器の過度の移転問題について重大な懸念を表明してきた。国連を主体とする登録・発表計画を通じて兵器取引の透明度促進をはかるという構想に最近、支持が表明されていることは喜ばしい。登録は、もしも兵器の供給者と受納者の双方に公平に適用され、しかも双方との協力のうえで作成されるならば、自発的な抑制とより責任のある行動を促す環境をおそらくつくり出すことだろう。また長期的には、各国の正当な安全保障上の必要を満たす一方で兵器移転の多角的な管理を可能にする、公正な基準の開発に努めなければならない。

冷戦が築いた軍事構造の解体には地域的安全保障のための信頼できる機構の設立が不可欠である。これに関しては、緊張と不安定が頻発する地域に現存する不均衡や不釣り合いを無視することはできない。これはまた、兵器制限交渉を国際紛争の平和的解決から切り離すのがどんなに困難であるかを示している。事務局としては、これまで地域および小地域のそれぞれに特有の必要に見合った解決策を探る方法として、地域および地域相互間の会議を組織することに優先権を与えてきた。しかし、われわれの目的はこの対話に各国の政策立案者が参加しない限り達成できないだろう。兵器の水準の制限と縮小をめぐる論議にこれまでたちこめていた非現実性の霧は吹き払う必要がある。私は、これこそ歴史の現時点において最も緊急の課題だと信じている。

VIII

豊かさと貧困の増加は現在の世界にみられる著しい、かつまた逆説的な特徴のひとつである。今日の世界には、貧困が社会や国家の結合力をむしばみ、人権の基盤を破壊して環境の健全さを傷つけることを示す証拠が溢れている。この不安定要因に対しては、政治的危機が喚起するのと同等の緊迫感をもって臨まねばならない。世界の半ば以上の部分を苦しめている貧困と窮乏の問題に対して実現可能な解決策が講じられない限り、いかなる集団安全保障体制も有効ではありえないだろう。

南北間の対話を改めて活気づかせることが、いまやこれまで以上に緊急の課題となってきた。現在、幸いなことに無用な美辞麗句やイデオロギー論争なしでも建設的にこれを促進できる条件が存在している。

近年における世界経済の大変化は世界各地に繁栄をもたらした。しかし大方の開発途上国が世界経済に占める立場はこのところ悪化を続けている。世界貿易全体はかなり急速に増大したが、開発途上国の輸出入は増加しなかったからである。対外直接投資の流れは1980年代に4倍に増えたが、開発途上国のシェアは激減した。債務危機の結果、債務国全体が資源の純流出に悩んでいる。資本輸入諸国の対外債務は1988年には6,000億ドルだったが、現在では1兆2,000億ドルに達している。一人当たり所得はこの10年間に世界の多くの地域で低下した。こうしたことが激しい争いをもたらす勢力に力を貸し、保健及び生態系の問題を悪化させ、貧困者と避難民を激増させている。絶対的貧困状態で暮らしている人々は現在、10億人以上にのぼる。約3,700万人が戦闘によって故郷を追われている。現在の国際環境にはこのような荒廃した広大な地域が存在し、なかでも深刻なのはアフリカだが、それについては先日詳しく報告した。私は、アフリカ諸国と国際社会が5年前に交わした協定で合意された誓約の復活が必要であることが明らかだと考えている。開発途上世界のすべて、とくにアフリカの持続的開発を可能にするような条件をつくる計画を開始し、実施することほど重要な人的及び経済的責務はない。

貧しい国々の経済成長と開発の再活性化には、これらの国の輸出品が先進諸国の市場に無制限に参入することを認めるダイナミックな貿易体制、債務問題の緊急かつ大胆な解決、政府および多国間の債権者からの適切な融資、対外投資の流れの増大、特に最貧国および後発開発途上国にとっては必須の財源である無償資金援助としての政府開発援助の増加などが必要である。また国際通貨基金（IMF）、世界銀行、地域開発銀行などの機関が今後も効果的に構造調整を支持し、低所得国に無償援助と債務縮小計画の財源を提供し、経済の再構成に非常な努力を払っている国々の経済的変換を促進し続けるためには、これらの機関の財源の大幅な増加が不可欠である。

環境の保護、市場経済への移行をまかなうための融資、湾岸地域諸国の復興対策などをはかるとともに、特に開発途上世界の開発への努力を維持させるためには、さらに大量の財源を動員しなければならないことが明らかになっている。投資の財源をつくり出すためには、経済成長の加速化が最も重要ではなからうか。プラス要因となるのは冷戦が終わったことであり、それによって、これまで軍事支出に費やされていた莫大な財源を社会的および経済的開発に振り向けられるという現実的な展望が開けて

きた。国家の安全保障は経済開発によって強化されるという認識の高まりとともに、開発途上国自身が2,000億ドル近い軍事費を削減し、必要な財政援助を得たうえで軍事機構を転換し、民需経済に統合する必要も生じてきた。世界にいま、このようなまたとない機会が与えられていることは国際社会全体の利益のために、慎重な討議と交渉の対象となっていてしかるべきである。

このような挑戦に対する首尾一貫した取り組み方をまとめるため、開発融資に関する国際会議を開催するよう私が提案したのは、以上のような構想や問題点を考慮してのものであった。この国際会議では、国連貿易開発会議（UNCTAD）の第8回会議と国連環境開発会議（UNCED）での準備作業や合意を踏まえて、自国の経済を新たに登場する世界経済に統合させようと努力している開発途上国、その他の国々にその努力を支える資金を保証できるよう合意を得た方策を工夫することが期待されている。

私は経験から、最近登場してきた多くの国境を超える問題との取り組みには国連システムが重要な役割を果たすと確信している。その役割を活性化するにあたっては、改革や再編成の手続き、あるいは機構的な側面に目を奪われず、その先を見通す必要がある。必要となるかもしれない既存の制度的取り決めや慣行の基本的かつ遠大な変更をはかるためには、いまから大幅な合意を達成するための努力を開始しなければならない。

IX

人類がいま直面している新世代の世界的問題にどう対処するかは、この地球上で暮らすすべての人々の生活の質を決定することになるかもしれない。来年の国連環境開発会議は、国連の世界的な挑戦への対処能力を試す重要な試練の場となる。これは総会によって正式に権限を与えられた、初の世界首脳会議である。

この会議は各国政府に対して、人類の福祉、いや、そればかりではなく、生存そのものにとって非常に重要な問題について長期的な政策を採択する用意があるかどうかを問うものとなろう。また効果的な世界戦略の策定と、尊重されるだけでなく、できれば強制可能な国際法の漸進的な発展に関して、国連と協力する能力があるか否かも試されるだろう。これらの戦略が国民全体の意識と参加により一層依存するようになる将来においても効果を発揮できるようにするためには、政府と非政府機関および民間部門との協力も不可欠となってくる。この過程は国連システムの力量と、急速に変化する世界がもたらす挑戦に対するチームとしての活動能力とをさらに発展させるだろう。

環境が人類共通の遺産であることは、現在では単なる決まり文句にすぎない。しかし、これには、その遺産を枯渇あるいは退化させるものに対して世界的に非難する共通の責任が伴っている。工業化や工業製品の伝統的な消費パターンなどが唯一の原因なのではない。その他の主たる原因に貧困、人口過剰、開発途上国に環境的に健全で持続可能な慣行に移行するための技術的あるいは物質的な能力が欠けていることなどがある。取り組まねばならない困難で複雑な問題は種々さまざまであり、効果的な解決策を講じるにも、いくつか例を挙げれば、都市および工業化計画、技術移転、エネルギー消費などへの新たなアプローチが必要となってくる。1992年に開かれるこの会議の成否は、第一に、すべての関連問題について準備段階で広範なコンセンサスが得られるかどうかにかかっているだろう。なかでも重視しなければならないのは、持続的開発を支える新規の十分な財源を動員すること、技術移転の条件について合意すること、などである。会議ではまた、追跡行動や定期的な実績評価のための自動メカニズムについても決定を下さなければならない。これは全人類の運命を左右する。

X

地球社会の健全さは政治的な関係や経済成長のみにかかっているわけではない。私たちはいま、国家や文化の境界を超えるばかりか、政府が独自に実施できる救済策で

は太刀打ちできないような苦悩を目撃している。急激な社会変化が招いた否定的な結果としては、社会の内部で集団の憤懣が高まり、秩序が崩壊していること、特に家族の場合に顕著なように、誠実さや規律、感情的な支援などの伝統的な構造が衰退していること、さらにまた、非常に多くの人々が進むべき道を見失っていることなどが挙げられる。これは麻薬の乱用や不正取引の蔓延、兵器の闇市場の横行、人質の奪取、民間住民に対するテロ行為など、すなわち犯罪の近代化そのものにも明らかになっている。もし国家の安全が外部からの脅威という観点のみによらずに判断されるようになれば、また進歩が経済指標のみで測られず、変化が人類の福祉という展望に基づいて管理されるようになるならば、国連の社会的な課題は政治、経済、環境の分野のそれと肩を並べることになる。

国際的な麻薬乱用との複雑な戦いにおいては、いくつかのイニシアチブが国連の機能により明確な定義を与えるとともに、一般の期待も高める結果となっている。国連国際麻薬統制計画が新設され、一貫した統一戦略を作成することになった。地域および国際機関との役割分担、麻薬統制に関する各国政府との協力体制なども、国家的なイニシアチブは抱負だが結果が思わしくない場合に多国間協調主義を強化するのに役立つだろう。

犯罪の激増と国際化は国家の治安を危うくし、恐怖にさらされないという個人の基本的自由を侵害するばかりか、国際関係も崩壊させかねない。これには効果的な政府間機構と、国家間のはるかに強力な司法および警察面での協力とが必要である。

しかし世界的な社会戦略もこれら二つの脅威と取り組むだけで、基本的な社会機構を復活させ、社会の弱者に対する社会的差別を終わらせるための建設的な行動を含まないようでは、不十分と言わざるをえない。1994年に予定されている国際家族年をはじめ、障害者に与えられる機会を平等にするための基準の開発、高齢者の処遇についての原則の制定に関する非政府機関との協力、基本的人権の一環として法的小および管理面での慣行から男女間の差別をなくすための努力などは、すべて社会的な健全さと公正に対する関心の継続を反映している。やはり重要な関心事である男女の平等の問題に関しては、主として経済的小および社会的要因が災いした結果、1980年代には残念ながら前進が鈍ったことを認めなければならない。しかし私は、その速度は1995年の第四回世界婦人会議の準備を通じて速められるものと信じている。

経済体制の再編成も、それだけでは社会的正義や公正さへの要求を満たすことはできないし、将来も不可能である。それどころか、過度期の混乱状態では過去に収めら

れた社会的前進も維持できなくなるのではないかという深刻な不安もある。社会福祉の基本原則と基本的サービスの提供は、経済体制のありかたとは無関係に有効であり続けるだろう。飢餓、疾病、文盲、失業などとの闘いは、市場に委ねるわけにはいかない。経済社会理事会は私に、社会開発に関連する問題全般を検討するため、社会開発に関する世界首脳会議の開催について各国政府と協議するよう要請している。これは時宜を得た提案であり、人間を開発関係議題の中心に据えるのに役立つと思う。

XI

災害による甚大な被害の救済がいまや国際的な議題のひとつとなっていることは、人類の連帯意識が増大しつつあることの明かしである。災害には天災も、またまったくの人災もあるが、残念なことに近年、ますます頻発している。世界各地において、故郷からの立ち退きや荒廃、死などの光景が目撃されている。災害に対する国際的な反応の問題が論争の温床となるのを防ぐためには、多少の説明が必要かもしれない。

飢餓や洪水、地震、干ばつなどによる緊急事態での国際的な救済活動は、その国ないしは国々の要請に応じて開始され、通常は法的あるいは政治的な問題を引き起こすことはない。しかし住民が戦争あるいは抑圧によって引き裂かれている状況での国際活動は微妙な政治問題を発生させ、性格の異なる早期警戒能力を必要とするほか、国連の管轄機関による決定に基づく必要がある。実際の活動は時により物理的に、あるいは補給業務面で同様の形をとることがあるにしても、これら2種類の緊急事態を同じ概念でとらえるのは誤りであろう。本質的に互いに異なる状況に対して自動的に発動される、統一された救済体制が考えにくいのは、そのためなのである。

人道に対するあらゆる種類の危機の発生と規模が、各種の機関相互間のより一層の協調をはかるメカニズムと早期警戒能力の強化を求めていることについては、もちろん疑問の余地はない。しかしメカニズムがいかに巧みに立案されても、非常用の予備的な取り決めが強化されない限り、役立つことはないし、国連としても必要な多大の財源が各国政府から事前に指定されていない限り、そうしたメカニズムを実施に移すことは不可能である。この問題に関してはやがて詳細な報告書を提出するので、各国政府の最高政策立案レベルでの検討を期待したい。

安全保障理事会決議688(1991)の誘因となった人道的危機に対処したさいの経験によって、これに関しては再確認する必要が生じてきた。事務総長には、与えられていない権限を行使したり、入手できない財源を使用したりすることはできな

い。事務局は大規模な現地活動を展開するために、憲章の条項と既定の手続きに基づく、十分な資金を伴う明確な権限が必要である。

XII

国連はいま、このように未知の領域に分け入り、当初の構想では予期されていなかったような任務も引き受けている。このことはその執行機関、すなわち事務局のありかたの再検討を促している。

行政機構にかかる負担については別に述べる。しかし、そうした負担にもかかわらず、事務局がいかなる段階においても挑戦への効果的な対応に失敗したことがないということは、私にとってまことにうれしいのと同様に、全加盟国にとっても喜ぶべきことだろう。これは多種多様な現地活動の計画、展開、運用および管理に携わるすべての人々の献身と能力、ならびに国連本部職員のひたむきな努力の賜物である。私としては特に事務局と政府を代表する各種機関との間の、今年さらに高められた称賛に値する協力と理解に謝意を表したい。

事務局の任務の特異な性格を考慮するならば、事務局が批判を免れうると期待するのは不当であろう。しかも批判の一部は思慮深く、また新鮮なものであった。しかし特定の視点から下される判断には時折、事務局はひとつのグループではなく、すべての加盟国の優先課題と好みに応えねばならないという現実を無視したものも見受けられた。多くの言語を使用し、多国籍でもある事務局は、世界の他のいかなる行政機構とも異なっているし、各国の外務省と同じように運営することはできない。異質な構成も任務の多様性と同様、その頂点に立つ者が結合力があり、統合された監督権を持つことを必要としている。もし外部から過度の干渉を受けるならば、こうした監督権も侵食されてしまう。

さらに付け加えれば、1984年の年次報告でも注意を喚起した通り、恒常的な問題のひとつは、事務総長が率いる事務局とその他の主要機関の機能の間の境界についての認識が、時には不鮮明なように思えることである。憲章第101条は総会に対して、職員の任命に関する規則を設ける権限を与えている。しかし、その規則とは、憲章が定めた原則に基づく幅広いガイドラインを意味するべきであって、事務総長の効率を妨げて権限を弱めることにしかならない詳細な、あるいは硬直した指令を意味するべきではない。財源の分別ある活用は当然、すべての加盟国、特に主要拠出国にとって重要な関心事である。しかし支出を細かく調べることは、職員はできるだけ幅広い

地理的基礎に基づいて採用することなどの法的責任の範囲を超える事務局の運営については、最高責任者の手中に委ねられねばならない。効率を確保するためには、異なる責任分野を明らかにし、必要に応じて職員を配分し、長所と功績に報いる自由が必要である。過度の立法はそれ自体が本来は避けられるべき緊張を生み出すことになりかねない。

事務局に委ねられる任務がますます多様性と複雑さを増している現状について、改めて検討すべき時が到来したように思われる。

第一に、各国がその判断に基づき、国連に対して遠大で高価につく責任を負わせながら、自らはそれに対応する財政的義務の履行を怠っていることは理解に苦しむ。自発的拠出金のみでは、たとえどれほど歓迎され、また寛大なものであっても、不足分を確実に埋めることはできない。就任以来、繰り返し指摘してきた通り、これは事務総長をしばしば耐えられない状況に追いやる。憲章によれば、課せられた分担金の支払いは加盟国の法的義務である。事務局が緊急課題に対して加盟国全体のために必要な対策を講じる能力を維持できるようにするためには、全額が遅滞なく支払われるように仕組みを改善しなければならない。本報告書の執筆段階における通常予算への未払い分担金は8億944万5,015ドルに達し、年次分担金を完全に払い込んだ加盟国はわずか49カ国にすぎなかった。平和維持関係の未払い分担金は総額で4億8,699万4,618ドルであった。国連の財政危機が依然として終わっていないことは、これでも明らかであろう。私は各国政府が自らの決定によって国連の役割を拡大するのと同時に、事務局に実行を要請する重大かつ遠大な課題の財政面についても、これまでの取り組み方を改めることを期待している。

さらに事務局はゼロ成長予算に拘束されているだけに、一見すると、国連に与えられる権限については各国が優先順位をつける必要があるように思われるかもしれない。しかし、これは実際には困難であるため、事務局の予算には情勢の変化に応じて既存の財源を自由裁量で再配分できるように、多少の柔軟性が与えられる必要がある。このような柔軟性は現在、皆無に等しい。今年もすでに数回起こったように、財政困難は異なる立法機関が下す相異なる決定によって一層悪化させられている。

分担金が各国の国家予算に占める割合が軍事費に比べれば極めて小さいことを考えるならば、このような現状はますます不思議に思えてくる。国連に振り向けられる資源はそれどころか、どう考えても、各国にとっては極めて経済的な投資なのである。

運転資本資金と特別会計はいずれも深刻なまでに枯渇しており、これらを補給するとともに、増額して維持する必要に迫られている。加盟国にはまた、乏しい財源に対して予期しない圧力がかかった場合の出費をまかなう戦略予備費の設立も検討してほしい。もし過去1年間にこのような資金が入手できていたならば、おそらく国連は緊急で予期しなかった課題と取り組むために短時日でかなりの資金を集めようとしたあまりの、物乞いのような真似はしなくてもすんでいたかもしれない。また、それに代わるものとして、国連に借入れを許すことも考えるべき時が再び到来したのではないか。なぜならば、このような便宜は、予期しなかった緊急事態への対応に必要な柔軟性を与えるのに役立つからである。

総会が第41会期で要望した職員の削減は1990年に完了した。国連はこれまで複雑な、しかも多くが斬新な活動を必要とする新たな現地派遣団の展開を迫られてきたが、そのペースが今年はさらに速まったため、この種の活動を担当し、すでに不足がちな人的資源が、いまでは極限近くにまで引き伸ばされている。いくつかの派遣団には人員を十分に配置することができたが、一部の分野では深刻な人員不足が見られ、既存の計画のなかには、非常な困難を要し、ようやく維持されているものもないではない。国連本部が現地かを問わず、職員がどのような重荷を背負わされているかは容易に想像できるはずである。

職員は国連にとって最も重要な財産であり、事務局が並外れた挑戦に対処できる人材を獲得し、確保できるようにするためには、適切な雇用条件を維持できるようにならないといけない。遺憾ながら、そのための条件は悪化の一步をたどっている。事務局の給与水準の高さについて不満が聞かれる一方で、一部の国で、国民が国連職員になるよう奨励するために助成金を支払わねばなくなっているのは皮肉である。その結果は、幸いなことに現在再検討されている配置替えの慣行のいくつかの側面とともに、職員の士気を阻喪させるような事態を引き起こしている。現在の状況は各国が協力して定めた事務局の目標達成を妨げており、私はこれを是正する必要について各国の認識が得られることを期待している。

現在の情勢は、国連の構造と、新たな要求を処理するために工夫され、備えられた仕組みを、改めて綿密に再検討する必要があることを示唆している。国連とその関連機関システムはいまや45歳に達したが、これが設立されたのは今とはまったく異なる時代であった。世界では1945年以降、人間社会と人間の基本的要求に膨大な変化が生じている。国連加盟国自体も3倍以上に増加した。現在および予見しうる将来の挑戦に照らして国連および国連システムを精密検査する必要があるのは、当然であ

る。

冷戦による束縛はこれまで事務局の改組や更新を不可能にしてきたが、その多くは
いま消滅しつつある。事務局の作業量もまた、大幅に増加し、多角化して、責任は年
を追って大きくなっている。事務局が状況の変化に対応できるようにするためには、
ぜひともさらに改革を進める必要があることが明らかである。

国連の解剖学的な構造点検するのみでは、国連の実際の活動の代用とはなりえな
い。事務局の新たな機構図を考案したり、地位の高いポストや部門の数や配置を動か
したりするのも確かに有益ではあるが、それには事務総長の権限を弱めることで事務
局を強化するという確実な方法はないことを念頭に置くことが条件となる。長
期的には事務局と国連システムが直面する基本的な問題点に対処することのほうがは
るかに重要である。それは、さもなければ決して改革も本当のものとはならないし、
目標も達成されないだろうからである。これらの問題については国連内外で有益な論
議が行われており、「国連の一元化」という構想も発表されている。私は、関連する
問題のいくつかは基本的な性格のものであり、国連が創設されたさい、その任務、計
画、専門機関などの設定に注がれたのに匹敵する深遠かつ広範囲にわたる熟慮が必要
だと信じている。当時は今日とは異なり、さまざまな世界的問題も、互いに連結し合
うものとはみなされていなかった。そこで私は、各国がそれぞれの優先課題を明らか
にするばかりでなく、事務総長も国連の最高責任者として各国および国連システムの
同僚と、目標を達成する最も効果的な方法と手段を話し合えるような、真剣で組織的
な分析と協議の過程を開始するよう提案したい。これは事務局、国連システム、およ
び関連する政府間機関の将来のありかたと構造に関係してくる。目標は、いま急速に
進化しつつある世界社会のために、憲章の目的をより効果的に達成することであるべ
きである。

XIII

私はこの報告書の冒頭で、国連の意志と事務局の効率に関してつきまとう二つの懸
念について言及したが、それはいまでは和らげられている。しかし、さらに熟慮を要
する、より大きな問題がある。それは、国連にはその決定と行動によって、すべての
文化と大陸を乗り越えて人々の信頼を獲得し、維持することができるのかという問題
である。他の国家グループを無視して単一の国家グループの視点からこの疑問に解答
を与えようとしては、自己満足あるいは不当な邪推心を暴露することになるだろう。
権力や経済の力学に依存して現状に満足している国々もあるし、政治的あるいは経済

的な強い不満を抱いて是正を求めている国々もある。国連憲章の原則の履行に関するいかなる解釈も、特定の国家グループの利益と視点を反映するだけで他のグループの利益を無視するようでは、必ずや分裂を招く結果となるだろう。

これと密接な関係があるのは、総会、安全保障理事会、事務局などを含む主要機関相互間のバランスが、憲章で構想されたように一貫して維持されているかどうかという問題である。これは単に国連内部の機構問題ではなく、国連の平和の守護者としての役割にも関わってくる。イラク・クウェート情勢に関して今年とられた行動の結果として、安全保障理事会の常任理事国間の協調が、各種の主要機関内部および相互間での組織的に均衡のとれた関係によって補足されうるのではないかという希望が表明できるようになってきた。さらに事務総長という任務が45年間にわたって蓄積してきた政治的経験の保存も重要である。これは事務総長在職者の公明正大さ、機転、感性などとともに、事務総長の職務の基盤となる国際公務員の高潔さによって築かれた不可欠の財産なのである。

私は2年前の1989年に提出した年次報告書で、安全保障理事会の常任理事国の相互間の合意がよりよい、より健全な世界への動きを促進するものであるならば、大多数の国々は当然、進んでこれを支持するに違いないと述べた。その後の成り行きは、この所見の正しさを裏付けている。

今日のような広範囲にわたる変遷の時代にあっては、国連による国際問題の取り扱いに不均衡が生じないように細心の注意を払う必要がある。経済や技術の能力とその不均等な分配が重大な、いや、時には決定的な要因となっている状況では、伝統的な勢力の均衡という概念はとうてい効果をあげえない。国連を通じて築かれる平和の質を高めるために必要な均衡は、国連憲章に定められた原則を一貫して厳守すること以外の方法では提供できない。

これらの原則は決して固定化されたものではない。その範囲と適用方法は世界的な状況の変化によって決定される。許容できる国際的行動の基準のみならず、それを支持し、違反を矯正するために用いる手続きについても理解を広めることは、国際的な協議の不断の目的であってしかるべきである。人間社会の現実を斟酌しない、硬直した解釈は国際法を硬化させ、現代との関連を減少させる。厳密さを欠く解釈もまた、同様の混乱を引き起こす。いま開けつつある時代が融合と分裂という相反する特質を示しているだけに、われわれは絶えず出発点に戻って領土保全や国家の政治的独立の尊重といった基本原則を考える必要がある。国家や社会が内部紛争を免れると期待す

べき根拠はないに等しいが、そうした紛争が国際の平和と安全を危険にさらすのを許してはならないことは確かである。

国連憲章は、その立案者には予想もできなかったような状況にも適切な手引きを提供している。もちろん憲章を不変のものとみなすことはできない。たとえば安全保障理事会の構成のように、その条項のいくつかはすでに論議の対象となっている。しかし憲章はすべての国によって受け入れられ、しかも拘束力を持つ、この種の性格と規模の多国間条約としては唯一のものであり、真の合意に基づかない限り、いかなる修正も解決に役立つどころか、さらに問題を作り出すことになるだろう。現状の永続ではなく、平和で建設的な変化を促進することが、今後も国連の主たる関心事であり続けることだろう。

XIV

私の任期は間もなく終わるので、この機会に事務総長としての経験に関する考えのいくつかを披露させていただきたい。私は国連にさまざまな立場から約20年間かかわってきた。その最も生産的だった年月とみなされる時代に事務総長を務めることができたのは、私の名誉とするところである。私はこの後半の時期を通じて、業績を思いめぐらすよりも、むしろ依然として未解決の問題の思案に駆り立てられてきた。底抜けに楽天的な考え方は国連にふさわしいとは言えない。本報告書もまた、紛争の回避、貧困の撲滅、人権の保護などに見られる重大な障害を克服するためのイニシアチブを提案するものなのである。

しかし、このような障害はいずれも国連が変貌したとしても減少するものではない。国連が導いてきた変化は偶然のものではなかったと私は考える。政治的認識に見られる根本的な変化は、人間精神がいかに弾性に満ちているかを立証している。国連はそれに具体的な形を与えるため、力の及ぶ限り協力している。

平和はいくつもの戦線で勝利を収めた。争いの苦しみから、多くの人々が解放された。この過程は他の地域にも拡大が可能である。これまではできなかったような方法で各国が協力し合えるという、新たな展望が開けつつある。国連に対してかつて見られた冷淡な態度は消え、その代わりに国連の努力に参加しようとする熱烈な気運が登場した。法と正義が支配する時代はすぐには到来しないかもしれないが、国連はすでにその方向を明らかにしている。精力的な努力を払うならば、前途に立ちはだかる障害も、もはや克服不可能ではないかもしれない。現在、挫折感や不安を誘う理由より

も、希望を抱かせる確実な根拠のほうがはるかに多く見受けられるのである。

希望が生まれたのは、国連憲章の哲学が持つ永続的な関連性と国連の信頼性が大いに強化されたからである。私の信条はその哲学に根ざしており、今後もそうであろう。沈滞状態を脱却して役割もはや末梢的でなくなったいま、国連は憲章が描いた未来像に近づいている。この過程に貢献した人々にはみな、ある程度は喜びを示す権利があるし、私自身にしても任務を果たし終えたという感慨を禁じえない。私は、国際問題におけるこの困難な段階を通じて与えられた信頼に心から感謝する。信頼と感謝の念をもって、この報告を締めくくりたい。

1991年9月6日

国際連合事務総長

ハビエル・ペレス・デクエヤル

国際連合広報センター

東京都港区南青山1-1-1

新青山ビル 西館22階

〒107 電話(03)3475-1611~4

1991年11月

